

立川市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 6 月 4 日

提出者 立川市長 酒 井 大 史

理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 号）の公布による。

立川市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

立川市市税賦課徴収条例（昭和25年立川市条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第27条の6 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合には、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第27条の3及び第27条の5の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1) 次に掲げる寄附金（市内に事務所又は事業所を有する法人等に限る。）</p> <p>ア～ク ……略……</p> <p>ケ <u>所得税法第78条第2項第4号に掲げる公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金</u></p> <p>コ ……略……</p> <p>2 ……略……</p> <p>(固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする学校法人等がすべき申告)</p> <p>第39条 法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12号に掲げる固定資産又は同項第16号に掲げる固定資産（独立行政法人労働者健康安</p>	<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第27条の6 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合には、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第27条の3及び第27条の5の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1) 次に掲げる寄附金又は金銭（市内に事務所又は事業所を有する法人等に限る。）</p> <p>ア～ク ……略……</p> <p>ケ <u>所得税法第78条第3項に規定する特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭</u></p> <p>コ ……略……</p> <p>2 ……略……</p> <p>(固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする学校法人等がすべき申告)</p> <p>第39条 法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12号に掲げる固定資産又は同項第16号に掲げる固定資産（独立行政法人労働者健康安</p>

全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。) について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法(昭和24年法律第270号) 第152条第5項に規定する法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法(昭和23年法律第205号) 第31条に規定する公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に掲げる非営利型法人をいう。以下この条において同じ。))に該当するものに限る。) 若しくは一般財団法人(非営利型法人に該当するものに限る。)、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法(昭和26年法律第285号) 第2条第1項に規定する博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの(以下この条において「学校法人等」という。)の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1)～(6) ……略……

全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。) について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法(昭和24年法律第270号) 第64条第4項に規定する法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法(昭和23年法律第205号) 第31条に規定する公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に掲げる非営利型法人をいう。以下この条において同じ。))に該当するものに限る。) 若しくは一般財団法人(非営利型法人に該当するものに限る。)、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法(昭和26年法律第285号) 第2条第1項に規定する博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの(以下この条において「学校法人等」という。)の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1)～(6) ……略……

附 則

附 則

(公益法人等に係る市民税の課税の特例)

第5条の2の3 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段（同条第6項から第10項まで及び第11項（同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定の適用を受けた同法第40条第3項に規定する公益法人等（同条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。）を同条第3項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、令附則第3条の2の3で定めるところにより、これに同項に規定する財産（同法第40条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。）に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る市民税の所得割を課する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第27条の6第1項の改正規定及び附則第5条の2の3を削る改正規定並びに次条の規定は、公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）の施行の日の属する年の翌年の1月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定の適用がある場合におけるこの条例による改正後の立川市市税賦課徴収条例第27条の6第1項（第1号ケに係る部分に限る。）の規定の適用については、同号ケ中「寄附金」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）」とする。